

(写)

事務連絡
令和2年1月24日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕住宅宿泊事業主管部局 御中

観光庁観光産業課長

新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る協力依頼について
(追加依頼)

中華人民共和国湖北省武漢市で集団発生の報告があった非定型肺炎について、世界保健機関（WHO）は1月14日、当該肺炎患者の検体から新型コロナウイルスが検出されたと認定しました。

武漢市をはじめ、各地で新型コロナウイルスに関連した肺炎であると診断された患者数は、1月23日時点で595名（うち死亡が17名）であり、1月15日には日本国内においても武漢市への滞在歴がある方1名に関し、新型コロナウイルスが陽性であったことが確認されました。

新型コロナウイルス関連肺炎に関しては、既に関係省庁が連携して水際措置を講じている一方、1月21日、別添1のとおり「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する国土交通大臣指示」がなされたところです。

また、本日開催された国土交通省幹部会議において、別添2のとおり「観光庁は、訪日外国人旅行者が滞在する宿泊施設に対し、当該宿泊者が発熱又は呼吸器症状を発症した場合は医療機関への受診を勧める等の対応について周知を図ること。」と、新たに大臣から指示がありました。

さらに、本日厚生労働省より、中国湖北省武漢市より1月19日に来日した外国人旅行者が新型コロナウイルスに関連した肺炎であることが確認されたとの発表がなされました。

つきましては、1月24日からは春節を迎えて、多数の中国人旅行者の訪日が予想され、届出住宅滞在中に当該肺炎が発症する可能性もあるため、下記について貴管内の住宅宿泊事業者に対し周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、貴自治体の感染症担当部局と適宜連携を図っていただきますようお願い申し上げます。また、当該肺炎については、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合が今後想定されます。厚生労働省等関係機関からの新たな発表があった場合、そちらに従ってください。

記

1. 宿泊者に対し、宿泊者名簿への正確な記載を働きかけるとともに、保健所が行う疫学調査等の宿泊者に関する状況把握に協力すること。
2. 宿泊者に対し、新型コロナウイルスに関する情報提供を行うとともに、発熱又は呼吸器症状（咳等）の発症（以下「発症」という。）時には必ず住宅宿泊事業者に申し出るよう伝えること。

3. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、マスクを着用するなどし、事前に医療機関へ連絡した上で受診するよう勧めること。
4. 3. により、医療機関での診察を希望した宿泊者に対しては、医療機関の紹介等の支援を行うこと。
5. 住宅宿泊事業者は、手洗い、うがいを励行すること。特に、3. の発症の申し出があった当該宿泊者と対応した住宅宿泊事業者は、マスクの着用、症状が認められた際の医療機関での受診等適切な対応をとること。
6. 宿泊者が、届出住宅滞在中に発症を申し出た場合、遅滞なく、別紙様式に沿って観光庁観光産業課あて（メール：hqt-ryokan.hotel@gxb.mlit.go.jp、又は FAX:03-5253-1585）に報告すること。

以上

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月21日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、既に我が国でも感染者が確認されているところであるが、今後の更なる感染拡大に備え、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携し、引き続き、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する
国土交通大臣指示

令和2年1月24日

今回の中華人民共和国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症について、現時点において、世界保健機関は国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態であると宣言していないが、感染者は増加しており、予断を許さない状況にある。また、本日から春節期間が始まり、中国からの旅行者も増加することが想定される。

このような状況の下、今後の更なる感染拡大の防止に向けて、関係各局においては、厚生労働省等関係省庁と緊密に連携して対応を強化し、以下の事項を適切に実施すること。

- 航空事業者、旅行事業者等、関係事業者に対して、迅速かつ的確な情報提供を継続すること。
- 航空局、海事局及び港湾局は、空港及び港湾施設における検疫の実施の円滑化及び海外渡航者への情報提供等、水際対策の一層の徹底について必要な支援を行うこと。
- 海上保安庁は、関係機関と連携を密にし、水際対策の徹底を図るとともに、航行船舶に対し必要な情報の提供を行うこと。
- 観光庁は、訪日外国人旅行者が滞在する宿泊施設に対し、当該宿泊者が発熱又は呼吸器症状を発症した場合は医療機関への受診を勧める等の対応について周知を図ること。
- 空港や港湾において新型コロナウイルスに関連した感染症に感染した疑いのある者と接する可能性のある従業員や職員に対して、自らが感染予防対策を講じるよう要請すること。
- これらの取組について、その確実な実施が図られるよう、状況把握を行うこと。